

第 7 期高知県保健医療計画

評価調書

看護師 准看護師	P 1
助産師	P 2
保健師	P 3
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	P 4
管理栄養士・栄養士	P 5
歯科衛生士・歯科技工士	P 6
医療ソーシャルワーカー	P 7
患者本位の医療提供	P 8
医療の安全の確保	P 9
歯科保健医療	P 10
移植医療等	P 12
難病	P 13

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	看護職員(看護師・准看護師)	担当課名	医療政策課
------	----------------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				第8期保健医療計画策定に向けた総括(項目全体の評価及び課題等)
			項目	目標設定時	直近値(計画評価時)	目標(令和5年度)	
1 看護師等の就業状況 人口10万人当たりの就業者数(H30) ・看護師:1,511.0人(全国1位)・准看護師:485.8人(全国7位) ・100床当たりの看護師数は59.2人と全国47位 ・中央保健医療圏に8割の看護職員が集中している。	就職先に地域偏在がある		看護師等養成奨学金貸付者の指定医療機関就職率	82.2%	92.1% (R4年度)	93.5%	1 看護職員の県内就職率の向上には、奨学金制度が一定寄与している。 2 看護管理者等が魅力ある職場づくりを目指すために、職場環境改善、離職防止対策として、WLBインデックス調査に取り組み、現状をデータ化して対応することで、離職率の低下につながるなど、効果があった。 3 キャリア発達別の研修体制の充実及びキャリア形成支援を通して専門性の高い看護師等の一定数確保に繋がっている。
2 養成状況 ・県内13校の看護師等学校養成所があり、入学定員数は825人 ・約9割が中央保健医療圏に、6割以上が高知市内に就職 ・大学や5年一貫校の県内就職率が低い。 ・新卒の就職者のうち約4割の者が県外に就職している。	県内に就職する看護師の割合が低い	県内に就職する仕組みづくりの検討					
3 中山間地域及び急性期病院での人材確保 県内に就職する者の約8割が中央保健医療圏に集中し、中山間地域における看護職員の確保が困難 診療報酬の改定で看護師等の需要が増えた事により、急性期病院における看護職員の確保が困難	中山間部や急性期病院などの看護職員の確保が厳しい						
4 離職防止と潜在看護師の活用 常勤看護職員の離職率: 8.3% 新人看護職員の離職率: 8.3% 今後18歳人口の減少が予測されることから、新卒者の確保が困難	離職防止と潜在看護職員の再就業の促進	・働きやすい職場環境の整備と潜在看護職員の復職支援の検討 ・段階に応じたキャリアアップが図れる体制の整備					
5 専門性の高い看護師等の状況 ・専門看護師 13分野42人、認定看護師 21分野114人 ・専門分野により看護師数の偏りがある。 ・特定行為研修修了者 2区分11人 ・研修実施施設 1施設(近森病院) ・長期間の研修を受ける必要があり、本人・勤務先の負担が大きい。	研修が受けられる環境を確保しづらい。						
			認定看護師、特定行為研修を受講した者を一定数確保	(H28) 認定看護師 12人 特定行為研修修了者 11人	(R4) 認定看護師登録者 3人 特定行為研修修了者 18人	認定看護師、特定行為研修修了者 合計 10人/年	

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
1 次世代の育成と県内定着 ①関係団体と連携した事業の実施 こち看護フェア、進学ガイダンスの開催 ②看護学生に対して「看護師等養成奨学金」の定期的な説明及び指定医療機関の病院紹介 ③学校運営及び教育体制の強化と充実 ④卒業生の県内就職者の確保	①こち看護フェア、進学ガイダンスの開催 ②奨学金制度及び看護師等学校への進学説明会を開催 ・4月に県内の看護学校等で奨学金に関する説明会(8校(204名))を実施 ・進学説明会にて奨学金に関する説明を4月～7月に実施(高等学校18校延べ231人) ・奨学金借受者を対象とする面談を7～9月に実施(113名)。対面での面談が困難な借受については電子申請を利用して状況確認を行った。 ③5校に看護師等養成所運営費補助金(国立、龍馬、開成、近森、清和)交付決定額: 80,883千円 ④看護職員就職フェアの開催を「さんSUN高知」や「ほっとこち」で広報。「高知県看護職員就職ガイド」リーフレットの発行(1,200部)	①コロナ禍であったが、オンラインも併用することで一定数参加者も確保できている。参加したことをきっかけに看護師等学校養成所に進学した者もあり、参加者からアンケートを行った結果、概ね好評を得ている。 ②奨学金貸付者の就業者のうち、指定医療機関等への就職率90%以上を維持しており、中山間地域の看護師確保に一定寄与している。 ③卒業生における国家試験合格率は9割を超えるなど、本事業の実施により養成所の教育環境の整備を図ることができた。 ④「高知県看護職員就職ガイド」の発行、「高知県看護職員就職フェア」における学生の増加等 ・「高知県看護職員就職ガイド」の発行(県ホームページにも同一内容掲載)により、県内の病院情報を看護学生等に発信できた。 ・看護職員就職フェアには、平均約180人の学生が参加し、県内医療機関等の勤務条件等を十分に認識し、納得のいく職場探しが出来る機会を提供することができた。参加者からアンケートを行った結果、内容及び時期ともに概ね好評を得た。(過去実績:平成30年度195人、令和元年度新型コロナウイルス感染症拡大により中止、令和2年度212人、令和3年度175人、令和4年度190人)	①県内の看護師等学校養成所に入学する県内出身者が588名(H30)から383名(R4)に減少している。現状の事業は、すでに看護職に進む意思のある者を対象としているため、さらなる看護職員確保に向けて、幅広く看護に関心を持てるようなアプローチが必要。 ②④県内就職率が66.2%(H30)から60.5%(R4)に低下しており、奨学金制度のPRとあわせて県内医療機関等の魅力を伝える取組が必要。 ④県内出身者で県外の看護師等学校養成所に在籍している学生の参加が少ない。	①委託事業は継続して実施する。新たな取り組みとして、看護に関心が持てる機会を提供し、人材を確保していく取組が必要。 ②今後も県奨学金制度の周知を行うとともに、継続して貸付けを行うことで中山間地域で就職する学生の確保に努める。奨学金貸付者の就職先については、面談等で制度の目的理解の徹底及び状況把握を行う。また、教務主任や担任の協力(情報共有等)を積極的に求めることが必要。 ④県内中小規模の医療機関等と学生をマッチングさせ、県内就職を促進させる。 ④「県外版さんSUN高知」を用いて広報を行う。
2 職場環境の整備と復職支援の取組 ①潜在看護職員等復職支援研修の実施と拡大 ②就業環境改善指導者派遣事業の実施及び医療勤務環境改善支援事業との連携強化 ③教育担当者・実地指導者研修、看護管理者	①潜在看護職員研修の実施 ・再就職相談会の実施(年2回) ・復職支援研修会の開催(年5回) ②就業環境改善事業(病院訪問等)の実施 ③教育担当者研修:4日間 実地指導者研修:4日間 看護管理者研修:1回/年(看護部長・事務長対象)	①研修を受講したいと希望する者の個々の状況を合わせた研修をするため、受講生にとっては、タイムリーな研修となった。また、事業を委託することにより、救急対応や感染管理の基礎等集合研修が開催でき、仲間と学べる機会ができたことはよかった。 ②就業環境改善に関する事業を実施した病院において、WLBインデックス調査を実施し、結果をフィードバックすることで、就業環境の改善に取組むことができた。 ③新人看護職員等の育成にあたる指導者の実地に必要な能力等について、講義演習を通して学ぶことが出来た。看護管理者研修には、看護部長、事務長を研修対象者とし、魅力ある病院づくりのための具体的な取組みをすすめるための方法、看護部としての課題やその解決策を検討する場として対応できた。	①潜在看護職員の研修受講者が横ばい ②実施施設の固定化、新規取組施設の開拓 ③看護管理者が自施設の職場環境改善について、考える機会の提供はできたが、改善に向けての取組を促す場がない。	①各事業の紹介の工夫(各種メディアとの協働) ②③事業参加施設の取組を県内医療機関等へ波及させる機会を設けるとともに、看護管理者が職場環境改善に取り組めるよう促し、新規取組施設の開拓を行う。
3 研修体制の充実	新人看護職員研修補助金対象施設:24施設 多施設合同研修:医療安全、感染管理、注射輸液、フィジカルアセスメント、救急対応、メンタルヘルスケア 新人助産師合同研修:5日間 保健師助産師看護師実習指導者講習会:修了者41人 看護教員継続研修:5日間	・新人看護職員、中堅看護職員、さらに看護管理者等に対して、段階に応じた研修を実施することで、離職を防止し、臨床実践能力を向上させた。 ・在宅移行役割を担う病棟看護職員、在宅領域で勤務する看護職員に対して、キャリア開発ができる教育体制と研修受講後、在宅移行支援並びに訪問看護に関する実践能力を向上させた。 ・次世代の看護を担う学生を支援する教員に対して、教育内容の充実を図る研修を実施することで、看護教育の質を向上させた。	キャリアアップにつながる研修及び内容の充実	取組みを継続し、施設の特徴に応じた看護職員の育成及び新人看護職員の確保定着ができるよう支援する
4 キャリア形成支援 高知医療再生機構が、認定看護師や認定看護管理者の資格を取得するために必要な経費を一部支援	認定看護師:11人受講中(資格取得状況) 内訳:がん薬物療法看護(2人)、感染管理(4人)、クリティカルケア(1人)、認知症看護(1人)、緩和ケア(2人)、乳がん看護(1人) 特定行為研修受講者:21名、7施設	・H28年度からR3年度で25名の認定看護師を養成。 ・H28年度からR4年度で71名の特定行為研修修了者を養成。 キャリア形成支援を通して専門性の高い看護師等の一定数確保に繋がっている。 ※看護職員・医療スタッフ研修派遣支援事業及び認定看護師資格取得支援事業を活用した者のみ	専門性の高い看護職の活躍の場が大規模病院に偏っており、中小規模病院及び訪問看護ステーション、高齢者施設等で養成が進んでいない。	認定看護師、特定行為研修制度を周知し、継続してキャリア形成支援を行う。

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	看護職員(助産師)	担当課名	医療政策課
------	-----------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				第8期保健医療計画策定に向けた総括(項目全体の評価及び課題等)
			項目	目標設定時	直近値(計画評価時)	目標(令和5年度)	
1 助産師の就業状況 ・就業助産師数 169人(H22)⇒184人(H28)⇒191人(H30)に増加 ・人口10万人あたりの就業助産師数 27.1人(全国37位) ・出生千人あたりの就業助産師数 41.9人(全国23位) ・一次周産期医療を担う診療所勤務25人、 二次・三次周産期医療を担う病院勤務140人 ←診療所・病院勤務86.4%		1 助産師の確保 ・奨学金制度の継続 ・復職支援 ・助産師の出自等の支援	助産師緊急確保対策 奨学金貸付者の 新規県内就職者数	(平成30年度) 7名	(令和4年度) 9名	14名	・奨学金制度により、県内就職する助産師が一定数確保できた。 ・H27年度から、日本助産評価機構による「助産実践能力習熟段階(クリニカルラダー)レベルⅢの認証制度が発足し、アドバンス助産師として呼称されるようになったことから、より助産師の専門性の向上と、地域において助産師が安心して勤務できる体制等を構築していくためにあらゆる方向から検討する必要がある。 ・助産師を取り巻く環境の変化もあり、助産師が活躍できる体制整備を進める必要がある。
2 助産師の養成・現任教育 ・高知県立大学看護学部看護学科(助産師課程) ←入学定員8名 ・高知大学大学院総合人間自然科学研究看護学専攻(実践助産学課程)←入学定員5名程度 ・少子化、高齢妊娠の増加等によるハイリスク妊婦の増加 ・正常分娩の介助経験の積み重ねが困難	正常分娩介助を行う臨地実習施設の確保 人材育成のための現任教育	2 助産師の専門性の向上 ・継続的な研修システム構築に向けた、計画的な現任教育の仕組みづくりの検討					
3 期待される役割の拡大 ・助産師外来・院内助産所等での専門性の活用 ・地域における助産師による支援の必要性が増大		3 周産期におけるチーム医療の推進 ・院内助産所、助産師外来の開設促進等					

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
1 助産師の確保 ①高知県助産師確保対策奨学金(県内に就業する新卒助産師確保) ②助産師学生の实習施設の拡大 ③県内分娩取扱施設への助産師出自支援事業の周知、助産師出自等の支援	①高知県助産師確保対策奨学金条例の新規申請・継続申請の審査を行い、貸付けを行う。また、奨学金借受者との面談を行う。 ②県内助産学生受入れ可能な病院看護部長に対し、実習受入れ拡大について依頼 ③出自の希望がなく、実施予定無し。希望があった場合には出自先のマッチングを行う。	①新卒助産師の県内就業に効果があった。 奨学金貸付者は、卒業後、全員高知県内の病院に就職している。(国家試験不合格者を除く。) ③出自の希望がなく事業の実施には至らなかった。	①奨学金貸付けによる県内就職者の確保 引き続き、助産師確保に向けた取組が必要である。 助産師の就業場所の施設特性により、助産実践能力習熟機会の不足	①奨学金貸付者の確保と継続したサポート支援 県奨学金制度の周知を行い、継続して貸付けを行うことで、助産師として県内就職を希望する学生の確保に努める。 また、奨学金貸付者とは在学中に面談等で卒業後の就職先について意思確認を行い、奨学金制度の理解を徹底する。
2 助産師の専門性の向上 新人助産師合同研修事業	高知県看護協会に委託して、新人助産師に対する研修(5日間)を実施	①新人助産師としての役割と責任、周産期における感染管理、新生児の心肺蘇生、職業倫理、胎児心拍モニタリングの見方、ハイリスク妊産婦の看護、母乳育児支援等について学び、助産師として必要な知識や技術の習得、さらに新人同士が学びを共有できたことで、今後の助産師のキャリア開発にもつながることとして評価が得られた。	①助産師の外部研修への参加促進 ※助産師を目指す看護学生の臨地実習受け入れ施設の確保の面から、学生の指導ができる中堅助産師の資質向上が必要	助産実践能力習熟段階(クリニカルラダー)に基づいた現任教育の機会を確保

第7期 高知県保健医療計画 評価調査

評価項目	看護職員(保健師)	担当課名	保健政策課
------	-----------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				第8期保健医療計画策定に向けた総括 (項目全体の評価及び課題等)
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)	
<p>1 保健師の状況(平成28年12月31日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口10万人あたり73.5人(全国第2位) 就業場所は、県94人(17.8%)、市町村351人(66.2%)、その他事業所等85人(16.0%) 年齢別では、30歳代が135人(25.5%)、40歳代172人(32.5%)と30～40歳代保健師の割合が高い。 <p>県内には、保健師を養成する施設は2大学、1短期大学(専攻科)があり、入学定員はH30卒業生までは170人、H31卒業生からは135人(※高知大学が選抜制になったことにより、H31から定員が少なくなる)</p> <p>3 期待される役割の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化の進展や疾病構造の変化などによる複雑多岐な健康課題への対応 南海トラフ地震をはじめとする健康危機管理事象発生時における保健活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な分野で働く保健師が、専門性を高め、実践力を向上させるとともに、分野間の連携を深め、保健活動の優先度を決定し、効果的・効率的な保健活動を展開することが必要 南海トラフ地震をはじめとする健康危機管理事象発生時には、迅速に適切な保健活動を行うことが必要 	<p>1. 行政に所属する保健師の人材育成</p> <p>高知県保健師人材育成ガイドラインに基づき、人事交流や集合研修、保健師のOJT(職場内研修)を充実させ、新任期、中堅期、管理期と階層に応じた人材育成に努めるとともに、ガイドラインの内容を見直し、充実する。</p> <p>また、南海トラフ地震に備え、平成29年度に改定した「南海トラフ地震時保健活動ガイドライン(Ver.2)」に基づき、市町村ごとの災害時保健活動マニュアル作成及び見直しを支援するとともに、訓練や研修により災害時に活動できる保健師の育成を進める。</p> <p>2. 関係団体と連携した保健師の人材育成</p> <p>県及び関係団体は、生活習慣病の予防や介護予防など、地域における県民の健康づくりの取り組みを進めるため、相互に連携して保健や医療に関する研修会を開催するなど、体系的に研修を実施する。</p> <p>また、高知県保健師人材育成評価検討会において、関係団体や大学などが実施する研修や人材育成の取組とも連携を図る。</p>	<p>①新任期保健師育成プログラム参加率</p> <p>②保健活動評価研修終了者数</p>	<p>①100%</p> <p>②59名</p>	<p>①100%(R4実施率)</p> <p>②91名(R4)</p>	<p>①100%</p> <p>②155名</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高知県保健師人材育成ガイドラインに基づき、階層別の研修を実施し、各期に求められる能力の向上を図った。 毎年1回健康危機管理研修を開催し、災害時保健活動について具体的にイメージし、発災時に対応できる人材育成を行った。 令和3年12月に改定した南海トラフ地震時保健活動ガイドラインVer3を踏まえた市町村災害時保健活動マニュアルの改定支援等とおして、市町村の災害時保健活動の体制整備を図った。 高知県保健師人材育成評価検討会において、保健師の人材育成に関わる関係団体と意見交換を行い、協働して人材育成を行った。 令和5年3月に地域保健対策の推進に関する基本的な指針が改正され、健康危機への対応を含む地域保健対策の推進において、統括保健師等がマネジメント機能を発揮することが求められており、今後はマネジメントを担う保健師の人材育成の強化が必要。

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
1 保健師の人材確保	<p>①市町村保健師の募集について県内大学へ情報提供及び県ホームページと高知求人ネットへ掲載して周知</p> <p>②市町村保健師の募集について高知県ナースセンターの活用促進を周知</p>	<p>市町村から保健師募集に関する情報提供があった場合は、県ホームページに掲載するとともに、県内大学への情報提供を行い、保健師の人材確保に努めた。</p>	<p>保健師の退職や増員に伴う新規採用、長期休業者の代替え保健師の確保等、市町村の状況に応じて、個別に対応していくことが必要。</p> <p>また、採用者の定着に向けた対応について検討する必要がある。</p>	<p>引き続き県内大学に市町村保健師募集情報を提供し、人材確保について連携を図る。</p> <p>また、今後、全国保健師長会高知県支部において保健師人材確保に係る調査が実施される予定であり、高知県保健師人材育成評価検討会で調査結果を共有するとともに、人材確保の取組について検討する。</p>
2 行政で従事する保健師の人材育成	<p>①新任期保健師人材育成支援プログラム参加市町村 25市町村</p> <p>②階層別研修受講者数(実人数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中堅期保健師人材育成研修 30名(3回) 管理期保健師人材育成研修 11名(1回) 保健活動評価研修(中堅期) 12/23予定 23名 	<p>①新任期保健師人材育成プログラムには、対象である全ての市町村が参加しており、市町村と県が連携した新任期保健師の人材育成が進められている。</p> <p>②中堅期及び管理期保健師人材育成研修は、新型コロナウイルス感染症の影響により一部研修が中止となったが、健康危機管理研修や地区診断・PDCA研修は開催することができた。経験年数10年以上を対象とした保健活動評価研修は事前課題の多さと難解さから受講者が減少したため、令和4年度をもって一旦休止とした。</p>	<p>中堅期前期において自信を持って地区活動に取り組むことを支援し、保健活動評価研修につなげられるような研修を実施する必要がある。</p> <p>令和5年3月に地域保健対策の推進に関する基本的な指針が改正され、健康危機への対応を含む地域保健対策の推進において、統括保健師等がマネジメント機能を発揮することが求められており、今後はマネジメントを担う保健師の人材育成の強化が必要。</p>	<p>保健活動評価研修につながる前段階の研修として、中堅期前期(経験年数概ね5～10年)を対象とした新たな研修を令和5年度から県立大学と協働して企画・実施する。中堅期前期の研修について充実を図り、ブラッシュアップしながら、保健活動評価研修の再開を検討していく。</p> <p>マネジメントを担う保健師の人材育成については、国立保健医療科学院主催の研修等を参考にし、福祉保健所や市町村と一緒に研修内容を検討していく。</p>
3 関係団体と連携した人材育成	<p>①行政や医療保険者等を対象にした生活習慣病に関する研修会を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導従事者育成研修会 延べ205人(2回) 新型コロナの影響により血管病重症化予防に関する研修会は中止 <p>②高知県保健師人材育成評価検討会にて、県内の保健師養成課程を持つ大学や職能団体の意見を聞きながら、保健師の人材育成に取り組む。</p>	<p>①研修をとおして保健指導技術の向上を図った。</p> <p>②高知県保健師人材育成評価検討会において実施した大学や職能団体との意見交換を踏まえ、効果的な人材育成を行うことができた。</p>	<p>多様化する保健ニーズに対応できる保健師の人材育成のためには、引き続き関係団体との連携・協働が必要。</p>	<p>引き続き関係団体と協働し人材育成に取り組んでいく。</p>

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	担当課名	医療政策課
------	-------------------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				第8期保健医療計画策定に向けた総括 (項目全体の評価及び課題等)
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)	
県内の病院で勤務する就業者数は、平成27年10月1日時点において、理学療法士1,207.6人、作業療法士618.9人、言語聴覚士247.9人(いずれも常勤換算)となっており、いずれの職種も年々増加している。また、10万人あたりの就業者数は全国平均を大幅に上回っている。 介護老人保健施設で勤務している就業者は、理学療法士・作業療法士は増加、言語聴覚士は横ばいとなっている。	それぞれの職種の就業者数は全国平均を上回っているが、高齢化の進展や慢性疾患の増加などの疾病構造の変化、医学・医療技術の急速な進歩・発展に伴う医療技術者の担当分野の細分化などへ対応するため、一層の専門性の向上に努める必要がある。	各職種の関係団体などが行う、各業務に関する知識・技能の向上を目指した研修に対して支援を行う。					各養成所で実習施設が追加されたことにより、実施実習が確保され、適正な教育体制の維持が図れた。 引き続き、理学療法士等の活躍する場の広がりに伴ったスキルを身に付ける機会の確保が必要である。

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
理学療法士・作業療法士の教育の充実を図るため、養成所の実習施設追加申請等に対し、内容の精査等により、適正な養成所運営を支援する。また、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせがあると考えられるため、国の通知等を参考に迅速な対応を行う。	県内の3 養成所からの変更申請に対する承認事務を通じ、適正な学校運営の支援を図った。 また、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせが多数あったため、国の通知等を参考に迅速な対応を行った。	主な変更申請内容である、実習施設の追加により、実施実習の確保を図れたことで、適正な教育体制の維持が図れた。	理学療法士等の活躍する場の広がりに伴ったスキルを身に付ける機会の確保が必要。	養成段階においては、引き続き一定の教育体制の維持を図っていくとともに、より専門性の高い研修の機会を確保するため、理学療法士協会等、関係団体へ助言などを行うことで支援を図る。

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	管理栄養士・栄養士	担当課名	保健政策課
------	-----------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				第8期保健医療計画策定に向けた総括 (項目全体の評価及び課題等)
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)	
<p>1. 管理栄養士・栄養士の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県16人、高知市13人、その他市町村42人(平成29年6月現在) ・県17人、高知市11人、その他市町村39人(令和3年6月現在) ・高知市を除いた市町村管理栄養士・栄養士の配置率72.7%、全国平均84.4%(H29) ・高知市を除いた市町村管理栄養士・栄養士の配置率72.7% ・病院の従事者411.1人(H27病院報告 常勤換算) ・管理栄養士1人未満の病院1(H28病院報告) ・栄養教諭の配置 ・栄養教諭の配置小中学校59人(平成29年4月現在) ・計80名(小中学校60人、特別支援4人、非正規14人(令和3年5月現在)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての市町村に管理栄養士・栄養士が配置されていない ・病院及び有床診療所への管理栄養士の配置が必要であり、さらに無床診療所での管理栄養士の活用が望まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士・栄養士を雇用していない市町村に対しては配置を、また、既に配置している市町村に対しては、複数人数の配置を促す ・医療機関の管理栄養士・栄養士の需要動向を把握し、人材の確保や養成の在り方、再就職に向けた支援方法などについて、養成施設や関係団体と協議する 			<ul style="list-style-type: none"> ・県21人、高知市16人、その他市町村39人(令和5年4月現在) ・高知市を除いた市町村管理栄養士・栄養士の配置率70% ・病院の従事者374.1人(R2病院報告 常勤換算) ・栄養教諭計81名(小中学校64人、特別支援5人、非正規12人(令和5年5月現在)) 		<p>行政栄養士の配置は、県、高知市においては増加傾向。市町村栄養士配置は70%と減少しているが、正職員の配置が進んだ。人材育成については、医療機関、養成施設、関係団体と連携し取り組むことが必要。高知県行政栄養士人材育成ガイドラインに基づいた体系的な育成の実施が必要。災害時における栄養・食生活支援活動において、市町村や関係機関と連携した人材育成が必要。</p>
<p>2. 養成施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士養成施設は大学1校、栄養士養成施設は短期大学1校あり、入学定員は120人(H29) ・管理栄養士養成施設は大学2校(入学定員は40名、70名)、栄養士養成施設は短期大学1校あり(入学定員は80名(現在募集停止))(R3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の約3割程度、栄養士の約8割程度が県内で就業しているが、管理栄養士の一層の確保が必要 			<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士養成施設は大学2校(入学定員は40名、70名)、栄養士養成施設はなし 			
<p>3. 期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導や栄養サポートチームの展開など多職種と連携した多岐にわたる活動 ・南海トラフ地震に備えた災害時の支援活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保と専門性の向上 ・災害時に活動できる人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の向上を図るため、医療機関や養成施設、関係団体等と連携して研修を実施する 			<ul style="list-style-type: none"> ・新任期の人材育成プログラム参加率100% ・日本栄養士会災害チームリーダー育成研修会終了者数14人(県)(R元年度末) 		

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
<p>人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政栄養士等育成研修等のガイドラインに基づく人材育成の実施 ・保健指導研修会の実施 ・栄養指導スキルアップ研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政栄養士配置状況の把握 ・行政栄養士等育成研修会年1回実施 ・行政栄養士研修会新任期(1~2年目)年2回実施 ・行政栄養士研修会中堅期(保健師と合同)年1回実施予定 ・福祉保健所単位で市町村栄養士担当者会の開催 ・保健指導研修会を習熟度別に実施 ・栄養指導スキルアップ研修会及び事例検討の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政栄養士配置について関係機関と協議し、配置状況の把握を開始 ・行政栄養士人材育成ガイドラインを作成し、ガイドラインに基づいた各ステージにおける人材育成を図った。 ・福祉保健所において、地域の実情に応じた栄養課題に対する研修会の実施ができた ・管理栄養士が不在の診療所で、管理栄養士が雇用できる仕組みを構築し、7医療機関に管理栄養士を派遣 ・管理栄養士に対して、研修及び事例検討を通して栄養指導の資質向上ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政栄養士配置が進むよう、栄養課題に対応できる人材の育成が必要 ・R4年度に国から出された栄養政策の実践ガイドを踏まえた行政栄養士の人材育成が必要 ・管理栄養士・栄養士の資質向上のため、医療機関、養成施設、関係団体と連携した人材育成が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健所単位で行政栄養士の配置について協議を進めていく ・行政栄養士人材育成ガイドラインに基づいた人材育成の継続 ・栄養施策の実践ガイドを踏まえた行政栄養士の人材育成の実施 ・医療機関、養成施設、関係団体と連携した人材育成の実施
<p>南海トラフ地震等に備えた災害時の支援活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動事例検討会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の栄養・食生活ガイドラインをVer2に改定し、災害時の体制を強化した。 ・全市町村の保健活動マニュアルに栄養・食生活支援活動の内容を取り入れることができた。 ・行政栄養士に求められる役割を理解し活動できるよう事例検討などを取り入れた研修を年1回実施できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の栄養・食生活支援活動を強化するため、ガイドラインVer2の改定内容を踏まえた保健活動マニュアルにおける体制整備が必要 ・行政栄養士に求められる災害時の知識やスキルの向上が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震発生時に栄養・食生活支援活動が行える体制づくりを支援 ・栄養・食生活支援活動に係る行政栄養士の専門性の能力向上を支援

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	歯科衛生士・歯科技士	担当課名	保健政策課・在宅療養推進課
------	------------	------	---------------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				第8期保健医療計画策定に向けた総括 (項目全体の評価及び課題等)
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)	
1. 歯科衛生士・歯科技士の状況 ・歯科衛生士の医療機関への就業者数は955人、人口10万人当たり142.1人、全国平均104.9人(平成30年衛生行政報告例) ・圏域別の1歯科診療所当たりでは、安芸2.1人、中央2.3人、高幡1.5人、幡多1.3人 ・歯科技士の医療機関等への就業者数は235人、人口10万人当たり33.3人、全国平均27.3人(平成30年衛生行政報告例)	・県内の歯科技士養成所の廃止に伴い、今後、歯科技士の人材不足が懸念される。	・離職した歯科医療従事者に対する復職支援を行うとともに、大学などの関係機関と連携し、人材の確保に努める。 ・歯科保健・医療のニーズなどの需要動向を踏まえ、養成のあり方について関係団体と検討し、歯科衛生士・歯科技士の確保に努める。					・歯科衛生士の医療機関への就業者数は、令和2年衛生行政報告例によると953人、人口10万人当たりでは144.3人と全国平均113.2人を上回っている。 ・圏域別の歯科診療所における従事者数は、中央保健医療圏に比べ、県西部地域では少ないなど地域偏在が見られる。 ・歯科衛生士の人材確保については、県、県歯科医師会、県歯科衛生士会、高知学園短期大学の4者で引き続き協議し、人材の確保に努める。
2. 期待される役割 ・在宅歯科医療の対応力強化に向けた人材の確保と専門性の向上 ・南海トラフ地震など大規模災害時の被災者への口腔ケアや医療救護活動などへの派遣体制の検討	在宅歯科医療や災害対応に向けた人材の確保と専門性の向上が必要。	在宅歯科医療の推進・充実に向け、歯科衛生士に対する研修を行うなど専門性の強化に取り組む。					

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
在宅歯科医療の充実	・人材育成研修会を開催4回開催予定	・歯科医療従事者を対象に計22回の在宅歯科及び災害歯科に係る研修を実施し、935名(H30～R4累計)の歯科医療従事者が参加。 ・研修等により歯科医療従事者の知識及び技術が向上。	・地域包括ケアを推進するため、在宅歯科医療に関わる人材の確保及び引き続き更なる資質の向上が必要	・訪問歯科診療、口腔ケア、口腔機能向上、災害時対応等歯科医療従事者の対応力向上研修を実施
歯科衛生士の人材確保対策	・歯科衛生士養成奨学金貸付の実施(R2及びR3からの継続者6名、R4年度新規3名) ・高知県歯科衛生士養成奨学金に関する要綱策定	・令和4年度卒業生7名が指定指定医療機関への就職につながった。 ・養成施設卒業後に高知市内や中央部で歯科衛生士の経験を積んだ後、指定地域で働ける体制を構築した。	・歯科衛生士の地域偏在の是正と安定的な養成を図る必要がある。 ・歯科医師会の理解・協力のもと指定地域の医療機関への就職に向けた支援が必要	・奨学金制度事業の継続 ・指定地域の医療機関への就職につなげるため、歯科医師会と養成施設との連携を支援

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	医療ソーシャルワーカー	担当課名	医療政策課
------	-------------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				第8期保健医療計画策定に向けた総括 (項目全体の評価及び課題等)
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)	
1 就業者数 病院や介護老人保健施設等で勤務 高知県医療ソーシャルワーカー協会加入者 約270名	全医療施設等に必要数のMSWが配置されていないことと、医療機関内の指導体制が弱い。	国立保健医療科学院で開催される医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修への派遣					医療ソーシャルワーカーの就業者数は一定数を確保できているものの、求められる役割が大きくなる中で、関係者を円滑につなぐための技術の向上を図る必要がある。団体等に国立保健医療科学院の研修に関する情報提供を行い、医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修受講修了者を毎年確保する。

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
専門性の向上 国立保健医療科学院で開催される医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修への派遣	研修内容の周知と受講者募集案内を関係団体会長及び医療機関あてに研修派遣依頼・情報提供 医療ソーシャルワーカー協会(関係団体の長)には、昨年度の参加者数等の現状報告 団体のホームページ等を活用した情報発信	研修への受講申し込みはあるものの、受講決定後、自己都合により辞退するケースがあった。 国立保健医療科学院での研修枠は年間1から2名程度であるが、医療圏域を問わず、指導的役割を果たす者の養成は進まなかった。	オンライン研修になっているが、MSWが1人体制の施設がまだ多いことから、受講に踏み切れていない者がいる。	研修案内等引き続き行い、指導体制強化についても、医療ソーシャルワーカー協会と情報交換し、研修参加者を増やす。

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	患者本位の医療の提供	担当課名	医療政策課
------	------------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				第8期保健医療計画策定に向けた総括 (項目全体の評価及び課題等)
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)	
・患者が安心して医療を受けるためには、患者と医療従事者との間に信頼関係が構築していることが重要 ・患者本人が求める医療サービスを受けることが可能となる取組(インフォームド・コンセント)が求められている	・取組は一定浸透してきたが、継続した取組が必要	・インフォームド・コンセント等の推進のため、平成18年医療法改正により、入院時の治療計画書の作成並びに交付及び適切な説明等の規定がされたため、立入検査等必要に応じて医療機関に対し必要性の周知と指導を行うなどの取組の推進					医療の進展や多様化等に遅れないように引き続き改善等に取り組む。
・診断や治療方針について主治医以外の医師の意見を聞くセカンドオピニオンを活用できる	・希望する患者や家族がセカンドオピニオンを受けるためには情報の提供が必要	・「こうち医療ネット」で、セカンドオピニオンを実施している医療機関名の公表					
・医療法では、医療機関における診療内容に関する情報の報告を義務付けるとともに、その情報を住民や患者に対し分かりやすい形で提供することで、適切な医療機関の選択を支援する医療機能情報提供制度を設けている ・高知県では平成22年度から医療機関がインターネット上から医療機能情報を登録でき、かつ、県民がその情報を閲覧できるシステム「こうち医療ネット」を運用している	・医療機能情報提供制度は、医療機関が自らの責任で情報を報告し、県は基本的にその情報をそのまま公表するものとされているため、医療機関側の入力誤りや定期的な更新作業を怠った場合、誤った情報が発信されることとなる	・誤った情報登録があった場合は速やかに是正を求めるほか、医療機関への立入検査などにおいて医療機能情報提供制度の周知徹底を行う					

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
・立入検査のなかで、患者が入院する際に、医師が患者・家族に対し入院中の治療に関する計画等を書面にて作成・交付し適切な説明を行っているか確認する。	・立入検査の中で、患者が入院する際に、医師が患者・家族に対し入院中の治療に関する計画等を書面にて作成・交付し適切な説明を行っているか確認する。 (※新型コロナウイルス感染症の感染状況の影響による立入検査：限られた施設かつ病棟でのラウンドが可能な場合)	・立入調査の確認の中では特に問題はなかった。 ・医療相談の中で、医師に聞きたいことを聞くことにより患者が求める医療サービスを受けることができるということを患者側が知ることが一定できている。		
・「こうち医療ネット」で、セカンドオピニオンを実施している医療機関名の公表	・医療機関に「こうち医療ネット」への報告の周知依頼 ・「こうち医療ネット」における「セカンドオピニオン」での検索については、令和3年度システム保守運用の範囲内で修正対応している。	・セカンドオピニオンを実施している医療機関が「こうち医療ネット」に登録することで、希望する患者や家族に情報の提供が一定できている。		
・「こうち医療ネット」の更新率の向上を図る。 ・医療機能情報提供制度のR5年度に厚生労働省が所管する全国統一システムへの移行に伴う、R4年度テストデータ移行作業及びR5年度の本格稼働に向けた移行データ作業に係る予算要求を行う。	・定期報告の更新ができていない医療機関には更新するよう周知を図る。また、関係機関へも周知の実施と協力を依頼する。 ・医療機能情報提供制度は医療法に規定されており、施設において立入検査時に、「こうち医療ネット」の定期更新の実施について確認する。 (新型コロナウイルス感染症の影響により限定 ※高知県除く) ・R4年度テストデータ移行作業の実施 ・R5年度の本格稼働に向けた移行データ作業に係る予算要求を行う。	・更新の周知を図り、更新率は昨年度より上昇した。 [R5.9.15時点] (全体の平均)(高知市内)(高知市以外) 病 院 83% 69% 97% 一般診療所 45% 32% 56% 歯科診療所 32% 16% 50%	・定期報告未実施医療機関への督促 ・更新率の向上	・全医療機関へ通知文書を送付する機会を利用するなど、定期報告を督促する文書を送付し、周知徹底を図る。また、併せて、関係団体への依頼も行い協力を求めていく。 ・「こうち医療ネット」の一斉通報により定期報告の周知を図る。 ・引き続き病院事務長連絡会において、「こうち医療ネット」について説明し周知を図る。また、高知市保健所が実施する高知市病院事務長連絡会において、「こうち医療ネット」の資料を配布し周知を図る。

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	医療の安全の確保	担当課名	医療政策課
------	----------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)	第8期保健医療計画策定に向けた総括 (項目全体の評価及び課題等)
<p><医療安全管理対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療安全支援センターは県と高知市が設置 センターは県民からの医療に関する苦情や相談に対応 県民を対象にした啓発活動や医療機関に対する研修会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県民からの、苦情だけでなく健康や病気に関する相談や医療制度に関すること等多岐にわたるため、幅広い専門的な知識が必要 どこの医療安全支援センターでも適切な対応ができるよう、各センターの連携や情報共有が必要 医療相談窓口を知らない方への周知が必要 医療相談件数の2割を占める医療機関に対する苦情・不満の要因として、医療機関側の説明が不十分であることや患者との意思疎通不足による誤解などが挙げられ、医療機関と患者及びその家族とのコミュニケーションの充実が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 医療相談員の苦情や相談対応の向上につながる研修の受講 県、高知市医療安全支援センターの活動報告や情報交換を行い、連携体制の強化 立入検査等の機会に、医療機関における医療安全の確保について助言や情報提供を行う 病院及び診療所の職員を対象にした医療安全管理研修会を開催し、職員のスキルアップを図る 県のホームページや県政出前講座で医療相談窓口の周知や上手な医療機関へのかかり方の啓発を行う 	医療安全管理対策	<ul style="list-style-type: none"> 全医療機関において、医療安全の確保や相談体制の確立 医療機関の相談窓口気軽に相談できる環境の整備 			<ul style="list-style-type: none"> 県のホームページや県政出前講座で医療安全支援センターの周知や医療機関への上手なかかり方の啓発を行った。また、医療相談窓口のパンフレットを更新し、住民に窓口の案内を行った。 診療所は医療安全に関する研修機会が少ないため、医療安全管理研修会は継続して行っていく必要がある。 高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク事業により、院内感染対策の連携の仕組み作りができた。新型コロナウイルス感染症のアウトブレイク時には、拠点病院等の感染管理の専門家による院内ラウンド等を実施し、院内感染対策や感染管理についての助言を行った。しかし、高知県はICN数が全国で最も少なく、対応できるマンパワーが限られているため、ICNの養成が必要である。 新型コロナウイルス感染症により、エリアネットワーク事業や医療関連感染対策研修会等が十分に行えなかった。地域の感染対策の底上げを図るためにも、引き続き取り組んでいくことが必要である。
<p><院内感染対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関の具体的な方針のもと、院内全ての医療従事者が院内感染について正しく理解し、対策に取り組むことが必要 個々の医療機関での日常の感染対策の強化と医療機関、高知市及び福祉保健所などの関係機関が連携して、院内感染予防及び院内感染発生時の体制を構築することが重要 100床以下の病院が全病院数の半数、さらに高知市に医療機関が集中していることから、医療機関のネットワークを構築し、標準化された質の高い感染対策ができるよう取組を進めることが必要 平成24年度より拠点病院の感染管理の専門家(ICD・ICN)や関係行政機関をメンバーとした「高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議」を立ち上げ、アウトブレイク時の対応の検討、情報共有や日常的な相互の協力関係の構築を推進 最新の感染対策の情報・知識・技術を提供するため、医療機関職員を対象に医療関連感染対策研修会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 100床以下の病院が全病院数の半数を占めており、臨床検査部門がない病院も多く、基本となる標準予防策などの院内感染対策が不十分であったり、感染対策の体制が脆弱 医療機関への具体的な支援として、県下を保健所管轄区域の6エリアに区分し検討会を行い、エリア毎の課題に対応した研修会等を開催して、感染対策の底上げを図る 南海トラフ地震時等の災害時の感染症対策について、検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議の設置により、医療機関の感染対策への支援、対応策の検討、情報の共有や日常的な相互の協力関係の構築 感染症のアウトブレイク発生時には、拠点病院の感染管理専門家による院内ラウンドや、臨時的ネットワーク会議を開催するなどの支援 ネットワーク会議の委員やICN、行政をメンバーとしたワーキングを開催し、医療関連感染対策相談対応やアウトブレイク対応等の取組を検討するとともに、医療関連感染対策相談対応事業パンフレットを配布し、医療機関から気軽に相談できるよう周知を図る また医療機関からの相談内容を県のHPに「医療関連感染対策Q&A」として掲載し、他の医療機関でも活用できるよう情報提供を行う 最新の感染対策の情報・知識・技術を提供することで、個々のスキルアップを図り、医療機関等の感染対策全体の底上げにつなげる 各エリアの医療機関等に対し、研修会や交流会等、地域の実情に応じた事業を企画し開催する ネットワーク会議を中心とした医療関連感染対策のネットワークを生かし、災害時の感染症対策についても検討 	院内感染対策	<ul style="list-style-type: none"> 地域全体の医療現場での医療関連感染対策のレベルアップ 			

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
<ul style="list-style-type: none"> 患者等の医療に関する相談等に対応する。 医療安全に関する研修会の受講等により、医療相談員の資質の向上を図る。 患者等からの相談等に適切に対応するために、関係する機関、団体と連絡調整を行う。 医療機関における医療安全管理体制の構築を促進することを目的に、医療機関職員を対象とした研修会を開催する。 県のホームページや県政出前講座で医療安全支援センターの周知や上手な医療機関へのかかり方の啓発を行う。 立入検査等の機会に、医療機関における医療安全の確保について助言や情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療相談対応(761件) 医療相談員のスキルアップのための研修会への参加 参加者:2名 高知市医療安全支援センターとの連絡会の実施(1回) 医事担当者会等での高知県医療安全支援センターの活動の報告 病院事務長連絡会での高知県医療安全支援センターの活動の報告(新型コロナウイルス感染症の影響により資料配布のみ) 県政出前講座の実施(令和4年12月6日:5名、令和5年2月2日:43名) 医療政策課ホームページに医療安全支援センターの紹介や上手な医療機関へのかかり方に関する情報を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 患者等からの医療に関する苦情や相談に対応し、必要時関係機関等への助言や情報提供を行うことで、患者等の医療に対する信頼の確保につながった。 医療相談員が研修会に参加することで、相談対応方法等に関する知識を深めることができた。 高知県医療安全推進協議会で医療安全に関係する機関の代表者と協議をすることで、相談事例に対する専門的な助言が得られた。また、関係機関との情報共有もでき、医療安全の推進のための関係作りにつながった。 高知市医療安全支援センターとの連絡会や医事担当者会を実施することで、相談事例の共有や活動報告ができ、連携の強化につながった。 上手な受診の仕方について県民に対して周知を行うことで、安心して診察・治療を受けるための医療従事者とのコミュニケーションについて理解を深めることにつながった。 平成30年度と令和元年度には外部講師を招き、医療安全管理研修会を開催した。医療の質の向上を図るうえで学習の場の提供ができ、今後も継続していくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関側の説明不足や患者・家族との意思疎通不足による誤解などが原因で、医療機関に対する苦情や不満につながっているケースも見られるため、医療機関と患者等のコミュニケーションの充実が必要である。 今後も研修の機会が少ない診療所の医療安全管理に係る最新の情報を得る機会を継続して提供することが必要である。 病院に医療相談窓口があることを知らない方もおり、周知を図ることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや県政出前講座で医療安全支援センターの周知や上手な医療機関へのかかり方の啓発を行う。 病院・診療所の職員を対象に医療安全に係る研修会を開催し、職員のスキルアップを図る。 立入検査等の機会に、医療機関における医療安全の確保について助言や情報提供を行う。また、病院に対して、院内の医療相談窓口を掲示等により患者に分かりやすい形で周知するよう依頼する。
<ul style="list-style-type: none"> 拠点病院等の感染管理の専門家であるICD及びICN等と連携し、平常時の地域における感染対策の取組の支援及びアウトブレイク時における対応及び再発防止への支援を実施する。 拠点病院を中心として地域の医療機関を支援する体制や感染対策を充実・強化するため、地域の医療機関等のネットワークを整備し、日頃から相互に支援できる体制を構築する。 最新の医療関連感染対策に係る情報を提供するために、医療機関等の職員を対象とした研修会を開催する。 医療機関が気軽に相談できるよう医療関連感染対策相談対応事業の周知を図る。 薬剤耐性(AMR)対策を推進するため、地域AMR協議会を設置し、医療機関における抗菌薬使用量の把握、抗菌薬適正使用の必要な対策等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> エリアネットワーク事業の実施 ①高知市エリア:検討会(令和5年1月18日)、研修会(令和5年2月16日) ②中央西・須崎エリア:研修会(令和4年8月5日、9月9日、12月6日) 医療関連感染対策相談対応事業の実施 相談件数:30件(うち実地支援該当30件) 医療政策課ホームページに医療関連感染対策Q&Aを掲載 高知県版新型コロナウイルス感染症(COVID-19)医療機関・社会福祉施設内感染対策チェックリストの更新 医療関連感染対策相談対応事業パンフレットの配布 	<ul style="list-style-type: none"> 高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議と高知県ICNネットワークの会を合同で開催しており、令和4年度は定例会1回と臨時会議を1回開催した。新型コロナウイルス感染症対策を主とした医療関連感染対策の向上のための具体的な取組について協議を行った。 エリアネットワーク事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、全てのエリアでの研修会等の実施はできなかったが、引き続き地域の現状に応じた取組を行い、地域の感染管理の専門家と行政機関が協働することで、医療機関を支援する関係作りが必要である。 医療関連感染対策相談対応事業については、新型コロナウイルス感染症が発生した医療機関及び施設へICN等を派遣し、施設内での感染対策強化につながった。 高知県医療関連感染対策研修会は、令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止としたが、感染対策について現場で活用できる内容を学ぶことで、県内医療機関の院内感染対策の底上げにつながり、医療機関での院内感染対策の見直し等について考える機会となることから、継続が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 100床以下の病院が全病院の半数を占めており、臨床検査部門がない病院もあるため、標準予防策などの院内感染対策が不十分であったり、感染対策の体制が脆弱な医療機関がある。また、小規模医療機関では抗菌薬適正使用の支援がなされていない場合がある。 免疫力の低下した易感染性患者は、通常の病原微生物のみならず、感染力の弱い微生物によっても院内感染を起こす可能性があるため、個々の医療従事者に判断を委ねるのではなく、医療機関全体で院内感染対策に取り組むことが必要である。 医療機関で、平時からの感染予防やアウトブレイク時(疑いを含む)の早期対応ができるよう、マンパワーの強化を含めた院内感染対策のさらなる充実・強化が必要である。 高知県内のICN数は全国で最も少なく、新型コロナウイルス感染症のアウトブレイク発生時に対応できるマンパワーが限られているという課題が浮き彫りになったため、今後はICNの養成を進めていくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 高知県医療関連感染対策地域支援ネットワークにおいて、平常時の地域における感染対策の取組への支援や、アウトブレイク時における適切な対応及び再発防止への支援を行う。 感染症のアウトブレイク発生時には、拠点病院の感染管理専門家による院内ラウンドや、臨時的ネットワーク会議を開催するなどの支援を行う。 医療関連感染対策相談対応事業パンフレットを更新し、医療機関が気軽に相談できるよう周知を図る。 最新の感染対策の情報・知識・技術を提供することで、個々のスキルアップを図り、医療機関等の全体的な感染対策の底上げにつなげる。 各エリアの医療機関等に対し、研修会や交流会等、地域の実情に応じた事業を企画し開催する。 高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議を中心とした医療関連感染対策のネットワークを活用し、災害時の感染症対策についても検討を行う。 薬剤耐性(AMR)対策に関する研修会を開催する。 令和5年度に高知大学医学部附属病院にて開講する感染管理認定看護師教育機関において、ICNの養成を行う。

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	歯科保健医療	担当課名	保健政策課・在宅療養推進課
------	--------	------	---------------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				第8期保健医療計画策定に向けた総括 (項目全体の評価及び課題等)
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)	
歯科保健推進体制の構築	市町村や関係機関と連携した歯と口の健康づくりの一層の推進	県に高知県歯と口の健康づくり推進協議会、福祉保健所ごとに歯科保健地域連絡会を設置し、施策の実施状況の評価・検討、進捗管理、関係者間の連携及び協働の推進を行う					子どものむし歯の減少、定期的な歯科受診をする者の割合の増加など、一定の指標については改善を図ることができた。しかし、歯周炎を有する者の割合は増加しているため、歯周病と全身疾患との関連性についての普及啓発に今後も取り組んでいく。
かかりつけ歯科医の普及	かかりつけ歯科医の普及	かかりつけ歯科医の重要性と必要性について啓発を行う	定期的に歯科健診を受けている人の割合	53.5% (H27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査)	62.4% (R2年度高知県歯と口の健康づくり実態調査)	65%以上	
訪問歯科医療について	在宅歯科医療を支える医療機関や介護事業所等との連携を含めた医療体制の構築 口腔ケア等を担う歯科衛生士のマンパワーの充実	訪問歯科医療のための人材育成、環境整備及び啓発を行う					
年代や対象別の歯科保健医療 (1)妊娠期・胎児期	むし歯や歯周病予防のため、妊娠の可能性がある女性や妊婦への歯科疾患対策の推進が必要	・歯科医師会や市町村などと連携して、思春期から、母体の健康状態の重要性や子どもの歯科保健の重要性についての啓発を行う ・市町村と連携して、妊婦歯科健診の実施等により妊娠期の歯周病予防の重要性を啓発を行う					
(2)乳幼児期から学齢期	・全年齢でむし歯数は減少傾向にあるが、全国平均と比べると高い状況 ・歯肉炎り患率は、全年齢でほぼ横ばい傾向	・効果的なむし歯予防法として、フッ素入り歯磨剤の使用やフッ素塗布、フッ素洗口などのフッ素応用を推進する ・歯肉炎予防に直接結びつく歯磨きや歯間部清掃用具の使用について啓発を行う ・子どもの頃からの良好な生活習慣の定着のため、副読本を活用しての学校での健康教育を推進する	一人平均むし歯数 3歳 12歳(永久歯) 17歳(永久歯)	0.6本(H26年度歯科健康診査) 1.1本(H26年度高知県学校歯科保健調査) 3.1本(H26年度高知県学校歯科保健調査)	0.37本(R4年度3歳児歯科健康診査) 0.50本(R4年度高知県学校歯科保健調査) 1.82本(R4年度高知県学校歯科保健調査)	0.4本以下 0.5本以下 1.5本以下	
			歯肉炎り患率 12歳 17歳	25.4%(H26年度高知県学校歯科保健調査) 25.2%(H26年度高知県学校歯科保健調査)	24.0%(R4年度高知県学校歯科保健調査) 20.0%(R4年度高知県学校歯科保健調査)	20%以下 20%以下	
(3)成人	・年齢が上がるほど歯周病の罹患率が上がる ・40歳代後半から一人平均喪失歯数が急増する	・フッ素入り歯磨剤の利用、口腔清掃の定着を図る ・歯周病予防の重要性や歯科健診に基づいた精密検査、予防処置及び定期的な受診の必要性を啓発する ・歯科医師会等と連携し、歯科保健従事者に対する人材育成研修の実施、歯周病検診の実施市町村の増加を促進する	20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	74.2%(H27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査)	62.1%(R2年度高知県歯と口の健康づくり実態調査)	70%以下	
			40歳代で進行した歯周病(4mm以上の歯周ポケットあり)に罹患している者の割合	—	68.7%(R2年度高知県歯と口の健康づくり実態調査)	25%以下	
			60歳で自分の歯を24本以上有する人の割合	72.8%(H27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査)	70.1%(R2年度高知県歯と口の健康づくり実態調査)	80%以上	
(4)高齢者	歯の喪失本数が多くなり、摂食・咀嚼・嚥下機能のほか全身的な身体機能の低下により、様々な問題が起きやすくなる	・歯科医療関係者に対し、全身疾患との関連などで複雑・多様化する最新の歯科医療と救急対応についての研修や講習会を開催し歯科医療水準の向上を図る ・歯科医師会や歯科衛生士会等と連携し、介護予防に従事する職員に対して、口腔機能の向上や口腔ケアの必要性について普及啓発を行う	80歳で自分の歯を20本以上有する人の割合	59.3%(H27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査)	56.7%(R2年度高知県歯と口の健康づくり実態調査)	60%以上	
(5)障害児(者)、要介護者	歯科疾患が重症化しやすく、また、必要な歯科保健サービスや歯科医療が本人や介護者などに認識されにくい	・歯科医師会等と連携し、障害者・高齢者通所及び入所施設を対象に、利用者への歯科健診の及び職員への口腔ケア・食事介助指導を推進する ・在宅歯科医療に関わる多職種間の連携を促進する ・関係団体と連携し、介護職員に対して在宅歯科医療の必要性の啓発を行う、歯科医療従事者等に対して研修を実施する					
(6)へき地	通院が困難なため、必要な歯科医療を受けにくい	無歯科医地区への訪問が可能な歯科医院を増やすとともに、離島歯科診療班を定期的に派遣する体制づくりを推進する					
(7)休日歯科診療	地域や時間が限られているため受診困難な場合がある						
(8)災害時	歯科保健医療に必要な人員の不足、医療施設の機能不全	・災害時に対応できる歯科保健・医療に関する研修などを実施し、人材の育成を行う ・歯科医師会などと連携し、災害時にも対応できる携帯用歯科医療機器の整備を行う					

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	歯科保健医療	担当課名	保健政策課・在宅療養推進課
------	--------	------	---------------

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
むし歯・歯肉炎予防対策の推進(フッ化物洗口等の普及拡大)	・フッ化物洗口開始支援・既にフッ化物洗口を実施している施設へのフォロー ・歯肉炎予防のためブラッシングの重要性を周知	・R4年度は新たに5施設でフッ化物洗口を開始し、フッ化物洗口実施率はR3: 65.4%からR4: 66.4%に増加した。 ※新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にフッ化物洗口を休止している施設を含む ・一人平均むし歯数も減少傾向である。	・フッ化物洗口実施率は増加傾向にあるが、実施率には地域格差がある。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にフッ化物洗口を休止している施設へ再開支援が必要	・実施率の低い市町村への働きかけを継続 ・洗口を実施している施設においても手順等のフォローアップを継続 ・新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にフッ化物洗口を休止している施設へ再開支援
歯周病予防の推進・かかりつけの歯科医の普及	・歯周病と糖尿病等の全身疾患との関係に関する内容について、テレビ番組の制作・放送 ・テレビCMの放送 ・歯周病予防啓発リーフレットの作成 ・事業所での歯科保健指導の実施	・マスメディア等を活用して、歯周病と糖尿病との関係性、定期的な歯科健診の重要性について県民に広く啓発ができた。 ・事業所健診で指導を実施することで、普段歯科医院にかかっていない方にも歯周病予防の重要性について周知することができた。	・年代が上がるに従い、定期的にかかりつけ歯科を受診する者、歯周病と全身疾患との関係を知っている者の割合が増加している傾向にあるため、引き続き幅広い年代への周知啓発が必要	・マスメディア等を活用した歯周病予防啓発 ・事業所での歯科保健指導を実施
訪問歯科医療の充実	・在宅歯科連携室による訪問歯科診療の相談・調整対応 ・歯科医師等を対象とした人材育成研修会を4回開催予定	・在宅歯科連携室への問い合わせ・診療依頼件数2,874件(H30～R4累計) 訪問診療実施件数1,080件(H30～R4累計) ・食支援への対応研修に203名(H30～R2累計)が参加。(R3,R4年度はオンラインで実施し、計694回再生) ・嚥下内視鏡検査の実習に58名(R1,R4累計)が参加。 ・歯科医療従事者を対象に計22回の在宅歯科及び災害歯科に係る研修を実施し、935名(H30～R4累計)の歯科医療従事者が参加。 ・研修等により歯科医療従事者の知識及び技術が向上。	・安芸及び高幡圏域の在宅歯科連携室への相談受付は、中央や幡多と比較すると少なく、利用につなげる取り組みが必要。 ・地域包括ケアを推進するため、在宅歯科医療に関わる人材の確保及び引き続き更なる資質の向上が必要。	・多職種連携協議会の開催や、東部地域多機能支援施設の関係機関との連携を強化し、連携室のPR活動を拡げる。 ・在宅歯科連携室を核とした口腔機能に関する相談や訪問歯科診療の受診調整、食支援をサポートできる歯科医療従事者を育成する。
歯科医療安全管理体制の推進	・人材育成研修会を2回開催予定(R4.11.20 164名参加、R5.3.5 198名参加)	歯科診療所に必要な感染症や医療事故などに対する予防法について学び、歯科医療安全管理体制向上を図ることができた。	歯科医療機関における安全管理体制の充実のためには専門知識・技術習得のための研修が今後も必要である。	研修会の継続
離島歯科診療班の派遣	・離島歯科診療班の派遣(R4.6.23、R4.6.30) ・事業検討会の開催(R4.4.14)	診療班による歯科診療が行えている。	へき地への歯科医療提供体制の維持が必要	離島歯科診療班派遣の継続

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	移植医療等	担当課名	医療政策課
------	-------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				第8期保健医療計画策定に向けた総括(項目全体の評価及び課題等)
			項目	目標設定時	直近値(計画評価時)	目標(令和5年度)	
第1 臓器移植 1 腎移植希望登録者数などの推移 法改正後も、県内での腎臓提供者数及び移植例数は、増加していない。	脳死下、心停止下の臓器提供者数が増えない。	情報提供を行う医療関係者の理解と資質の向上、医療機関の体制整備の支援を行う。					<p>【臓器移植】</p> <p>臓器提供の意思表示については、平成28年1月から交付が開始された個人番号カード(マイナンバーカード)にも意思表示欄が設けられたことで、県民一人ひとりの意思表示が可能となったが、意思表示をしている者の割合は低い。</p> <p>そのため、日本臓器移植ネットワーク、高知県腎臓バンク協会など関係団体と協力して、県民に対する正しい知識の啓発を行う。あわせて、臓器提供者の意思が尊重されるよう運転免許証、保険証及びマイナンバーカードに設けられた意思表示欄や、インターネットによる臓器提供意思登録制度など制度についての周知を行い、臓器提供への理解を促す取組を行っている。</p> <p>【骨髄・末梢血幹細胞移植】</p> <p>高知県骨髄バンク推進協議会、公益財団法人日本骨髄バンク、高知県赤十字血液センターなどの関係機関と連携して、県民に対して、ドナー登録制度や骨髄提供について、イベント活動等を通じて普及啓発を図ってきた。</p> <p>骨髄のドナー候補者となった場合、経済的な理由や勤務先の理解が得られないこと等により、ドナーとなることを断念している現状があるが、各市町村で骨髄ドナー助成制度が制定されたことにより、提供しやすい環境をつくることのできた(令和5年8月末現在、17市町制定済み)。引き続き、ドナーの経済的負担の軽減、また、提供しやすい環境づくりのため、県及び市町村が連携し、補助制度等の支援を行っている。</p>
2 臓器移植の推進体制 ・高知県腎臓バンク協会に県の移植コーディネーター(Co)を1名配置 ・病院内の臓器提供に関する体制整備を行う 院内Co(県事の委嘱)に対する研修実施による支援や情報提供 ・臓器移植希望者などからの相談や支援 ・NPO法人高知アイバンクの活動	医療機関に対する普及啓発及び院内Coの育成	院内Co育成のための研修会の開催					
3 県内の医療提供施設 脳死下臓器提供施設:高知赤十字病院、高知医療センター、高知大学医学部附属病院、近森病院 移植実施施設:高知医療センター、高知大学医学部附属病院							
4 県民の意識と献眼の状況 何らかの形で意思表示している者の割合は2割程度に留まっている。 献眼登録者数及び献眼者数ともに増えていない。	臓器提供について、意思表示している者の割合が低い。 献眼者や家族の理解を深める。	県民への臓器移植に対する普及啓発 ・街頭キャンペーンや講演会を開催し県民に正しい知識を伝え、啓発を行う。 ・保険証、運転免許証や個人番号カードに意思表示欄があることや、インターネットによる臓器提供意思登録制度を周知する。					
第2 骨髄移植、末梢血幹細胞移植について 1 骨髄移植ドナー登録者及び移植希望者と認定施設 献血ルーム(ハートピアやまもも)での登録及び量販店等で実施 ドナー登録会等での説明及び登録 移植手術が可能な施設:高知大学医学部附属病院	骨髄バンクドナー登録者数の確保	高知県骨髄バンク推進協議会、日本骨髄バンク等と連携し、県民に対してイベント活動等を通じて普及啓発活動を行うとともに、ドナー登録会の開催支援を行う。 ドナー候補者を支援するためのドナー助成制度を策定し、ドナーへの補助を行った市町村へ支援を行う。					

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
<p>【臓器移植】</p> <p>県民に対する啓発活動の強化、院内Coの育成</p> <p>(1)高知県腎臓バンク協会への活動支援 ①高知県腎臓バンク協会が実施する普及啓発事業、臓器移植コーディネーター設置事業へ補助する。 ②高知県腎臓バンク協会が実施する臓器移植の院内体制整備支援活動、コーディネーターに関する効率的なノウハウの蓄積、県民への普及啓発活動を支援する。</p> <p>(2)県民の理解を深めるための普及啓発 移植医療について正しく理解をしてもらうための普及啓発活動を行う。</p>	<p>(1) ①腎臓バンク協会に対し臓器移植対策事業費補助金を交付した。(第3四半期分まで:7,682千円) (普及啓発事業) ・移植医療関係団体と連携した啓発の実施 ・グッズ配布等による啓発活動 ・推進月間におけるグリーンライトアップ事業 (臓器移植コーディネーター設置事業) ・県の移植Co設置 常勤1名 ・県内市町村への訪問活動等 ②腎臓バンク協会への活動支援 ・成人式での意思表示説明用リーフレットの配布予定(R2年度は31市町村) ・各団体の啓発イベント等において普及啓発活動を行った。</p>	<p>(1) ①(普及啓発事業) ・運転免許センターに啓発資材を設置・配布してもらうことで、県民に対する普及啓発の場の拡大に繋がった。 ・デジタルサイネージ(道路沿いに設置されている大型ビジョン)を活用して県民へ普及啓発を行った。 ・10月の臓器移植普及推進月間の活動として、高知城等を移植医療のシンボルカラーの緑色にライトアップすることで、より多くの方に臓器移植普及推進月間をPRでき、移植医療について考えてもらう機会の一つとなった。 (臓器移植コーディネーター設置事業) ・院内Co研修会を開催し、各施設の院内Coの研修の場を設け、移植に関する情報共有ができた。 ②腎臓バンク協会への活動支援 ・県ホームページやマスコミ等を利用して臓器提供意思表示について認知してもらうことを目的とした普及啓発を行った。 (2) ・県内30市町村に啓発用のリーフレット送付し、新成人に臓器移植の啓発ができた。(3,082部配布) ・意思表示啓発パナースタンドの巡回展示(6月~2月)を県内医療機関、県庁、市役所、オーテピアで行い、県民へ周知した。</p>	<p>県Coの育成</p> <p>院内Coの確保と院内Coの活動しやすい環境づくり</p>	<p>効果的な普及啓発活動の実施、コーディネーターに関する効率的なノウハウの蓄積の支援</p> <p>院内体制の整備のため、脳死下臓器提供施設、移植実施施設の院内教育の場で、県Coによるフォローができる体制をつくる。</p>
<p>【骨髄移植・末梢血幹細胞移植】</p> <p>(1)日本骨髄バンク、高知県骨髄バンク推進協議会と連携した骨髄等移植の普及啓発活動を行う。 ・骨髄提供に関する啓発イベントへの参加及び高知県骨髄バンク推進協議会が取り組むドナー登録会への参加 ・ドナー登録可能施設のPR(イベント会場及び施設の広報)</p> <p>(2)骨髄提供について正しく理解をしてもらうための普及啓発</p> <p>(3)市町村が実施するドナー助成制度に対する支援</p>	<p>(1)普及啓発及びドナー登録者確保の取り組み支援 ・骨髄移植講演会と集団登録会の開催 ・県のホームページやマスコミ等を活用した登録会場の広報 (テレビ、ポスター、チラシ) (2) ・高知県骨髄バンク推進月間における普及啓発活動 (テレビ、ポスター、チラシ) ・県内高校卒業生、看護専門学校入学生へのチラシ配布 (3)市町村が実施するドナー助成制度に対する補助1件予定あり</p>	<p>・県が補助し、市町村が実施するドナー助成制度を利用して2名が骨髄を提供した。 ・高知県骨髄バンク推進協議会が主催して、骨髄移植講演会をハイブリッド開催(対面+動画配信型)することができた。(看護学生・医療関係者・ライオンズクラブなど603名が参加、オンライン視聴数が210回)当日開催したドナー登録会では、10名がドナー登録をした。</p>	<p>・更なるドナー登録者の確保 ・令和2年度以降骨髄ドナー登録会が新型コロナウイルスの影響により、予定されていた登録会が中止となっている。(R4年度は1回開催) ・全国で骨髄ドナー助成制度を導入する市町村は増加しており、高知県では、17市町が制度導入済み。(県内対象人口87.2%)</p>	<p>市町村の骨髄ドナー助成制度の導入推進及び制度支援を行う。</p>

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	難病	担当課名	健康対策課
------	----	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				第8期保健医療計画策定に向けた総括 (項目全体の評価及び課題等)
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)	
1 医療費の助成制度の周知と適正な運用 ・特定医療費(指定難病)の333疾患を公費負担医療給付の対象とし、医療費の一部を公費負担している。 ・今後も疾病数の増加が見込まれている。	1 医療費の助成制度の周知と適正な運用 ・指定疾病数の増加に伴い、医療関係者等による申請動向漏れが生じないための、特定医療費制度の周知・広報 ・臨床調査個人票の記載方法や医療費助成の適応範囲など、更なる制度の周知	1 医療費の助成制度の周知と適正な運用 ①特定医療費制度の周知・広報 ②難病指定医への制度の最新状況について情報提供					平成27年に難病法が施行されて以降、難病診療連携拠点病院の確保や、難病診療連携コーディネーター、難病相談支援センター、福祉保健所等における相談支援事業の強化・拡充を図ってきた。 令和4年12月には、改正難病法が成立し、医療費助成制度にかかる新たな仕組みの創設や、療養生活環境を整えるための支援の強化が示された。 そのため、医療費助成制度の周知や事務の円滑化を図るとともに、サービスの地域偏在や高齢の難病患者の増加などに対応するため、地域の実情に応じた包括的な支援体制の強化を図っていく。 また、就労支援や小児期からの移行支援など、年齢や疾患に応じた個別対応が求められており、各機関連携のもと支援を継続していく。
2 難病医療ネットワークの連携推進 ・神経・筋疾患分野でネットワークを構築している。 ・難病診療連携拠点病院や神経・筋疾患の基幹協力病院による医療従事者・介護従事者に対する研修の実施及び診療連携拠点病院による支援者からの難病医療に関する相談を随時受け付けを行っている。 ・難病の指定医療機関が中央部に多く、疾患によっては診療できる指定医療機関や指定医が少ない地域がある。	2 難病医療ネットワークの連携推進 ・診断・治療を行う専門医療機関と地域のかかりつけ医の連携等の充実	2 難病医療ネットワークの連携推進 ①分野ごとの拠点病院の指定・基幹協力等の登録継続等による専門的診療が可能な医療機関の確保・情報提供 ②難病診療連携コーディネーター等による専門医療機関とかかりつけ医のスムーズな連携促進					
3 在宅療養を支える保健・医療・福祉の体制 ・専門医の診察を受けることが困難な地域では、訪問診療(診察)を行うなど、地域の主治医等と連携して在宅療養生活を支援している。 ・地域の実情に応じた難病患者への支援について協議の場として、難病対策地域協議会を設置している。 ・適切なサービス提供に必要な知識・技能を有する支援者のスキルアップを目的として、各種研修を実施している。	3 在宅療養を支える保健・医療・福祉の体制の充実 ・指定疾病数や患者の増加に伴う、在宅療養を支える関係職種者のスキルアップ。 ・関係者間の情報共有や支援体制の充実のための協議	3 在宅療養を支える保健・医療・福祉の体制の充実 ①医療介護従事者研修等の継続 ②県及び福祉保健所毎における難病対策地域協議会における各圏域の課題の検討 ③保健・医療・福祉の関係者と家族との平時からの連携の充実					
4 相談・支援体制 ・福祉保健所・保健所で難病患者やその家族の相談や支援を行っている。 ・こうち難病相談支援センターに保健師等の専門職を難病支援専門員として配置し、難病の患者家族であるピアサポーターによる相談できる体制がある。 ・こうち難病相談支援センターにおいて、医療学習会、交流会やサロンを開催し、患者同士の交流や就労、学びを支援している。	4 相談・支援体制の整備 ・相談業務従事者のスキルアップ ・難病相談支援センターや難病診療連携コーディネーターと地域の支援者との連携	4 相談・支援体制の整備 ①ピアサポーターによる相談の周知や交流の充実 ②難病支援専門員、難病診療連携コーディネーターの人材育成 ③難病支援専門員、難病診療連携コーディネーターと福祉保健所等関係機関との連携					

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	難病	担当課名	健康対策課
------	----	------	-------

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
1 医療費の助成制度の周知と適正な運用 ①特定医療費制度の周知・広報 ②難病指定医への制度の最新状況について情報提供	1 医療費の助成制度の周知と適正な運用 ①特定医療費制度の周知・広報 申請窓口での説明及び制度の詳細を記したリーフレットを受給者証交付時に同封し、周知を行った。 ②難病指定医への制度の最新状況について情報提供 特定医療費制度のリーフレット(最新版)や、制度改正時には通知を指定医療機関あてに送付した。	①ホームページやリーフレット等により支援者や医療関係者等に周知・広報を行っている ②指定医や指定医療機関等に対し、随時、国の難病対策をはじめ、最新の情報を提供している	①②継続と、改正難病法施行に伴う対応が必要 ・医療費助成始期日を重症化時点に前倒し(R5.10施行) ・マイナンバー連携を活用した登録者証の発行(R6.4施行) 等	①改正難病法や特定医療費制度の周知・広報の継続 ②指定医への制度の最新情報について提供 ③改正難病法に基づいた対応(手続き事務を円滑にすすめること)が必要
2 難病医療ネットワークの充実 ①分野別拠点病院等の指定や地域医療機関との連携強化 ②難病医療に携わる支援者の質の向上 ③難病診療連携コーディネーターによる相談支援の充実	・神経難病医療従事者研修の実施(年2回、8人) ・難病診療連携コーディネーターの役割周知及び、難病診療連携コーディネーターによる助言的立場としてのケース検討会等への出席	①指定医や指定医療機関、拠点病院等の情報をホームページ上に公開している ②拠点病院や協力病院等の継続指定や新規指定を行い、診断や治療を行う専門医療機関の確保に取り組んでいる ・難病診療連携拠点病院(高知大学医学部附属病院) ・神経・筋疾患分野における拠点病院・協力病院等(R5年度:新規指定1機関) ・分野別拠点病院の新規指定(R2年度:免疫分野に国立病院機構 高知病院を指定)	①②継続が必要 ③専門医療機関の地域偏在への対応や、かかりつけ医と専門医の連携を促進するためにも、より一層の包括的支援体制の強化が必要	地域における保健・医療・福祉・介護の連携と充実 ①分野別拠点病院等の確保 ②かかりつけ医と専門医療機関との連携促進 ③保健・医療・福祉・介護の総合的な支援体制の強化と連携強化 ④個々のケースの状況に応じた支援を展開できる支援者の育成 ⑤長期療養を支援するための体制の確保や、地域偏在の解消に向けた協議及び取組の実施
3 在宅療養を支える保健・医療・福祉の体制の充実 ①専門職派遣事業の活用等による療養生活支援 ②各地域の実情・資源に応じた課題への対応 ③地域で難病患者支援に携わる支援者の質の向上	・専門職派遣事業の活用 ・各福祉保健所による難病対策地域検討会、県難病対策地域協議会の開催(各年1回以上) ・難病患者等ホームヘルパー養成研修の実施(年1回、30人)	①地域の実情に応じた支援体制の整備を行っている ・訪問診療(診察)の実施や、レスパイト入院ができる体制の確保(在宅難病患者一時入院事業) ・ホームヘルパーや看護師等、支援者を対象としたスキルアップ研修を実施 ②緊急時・災害時を想定し、連絡体制や対応の確認等の実施(災害時対応は、高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアルに基づく取組を実施) ③地域の現状や課題について協議する難病対策地域協議会を設置し、体制整備を図っている	①②③継続が必要 ④高齢の難病患者の増加や、介護者の高齢化、医療や介護依存度の増加に伴い、より一層の包括的支援体制の強化が必要	
4 相談・支援体制の整備 ①難病相談支援センターによるピアサポート相談等の充実 ②難病支援専門員、難病診療連携コーディネーター、福祉保健所等における相談の場の確保・充実	・ピアサポーター養成研修の実施、交流会や学習会、サロン、出張相談等の相談を受けられる場の確保 ・難病相談支援センター・難病診療連携コーディネーター・福祉保健所・健康対策課における情報共有の場の設置	①難病相談支援センターにおける各種事業(学習会、相談会、交流会、ピアサポート相談、ピアサポーター養成研修やフォローアップ研修)の実施。福祉保健所や保健所における訪問相談指導や交流会等の集団支援の実施。 ②外部研修への参加等によるスキルアップ ③難病相談支援センター、難病診療連携コーディネーター、福祉保健所等の情報交換会の実施	①②③継続が必要 ④就労(就職、定着、転職)に関する相談が一定数寄せられており、就労支援機関との連携による対応が必要 ⑤小児慢性特定疾病児童等の成人期に向けた切れ目ない支援が必要 ⑥災害時にも医療ケアが継続できるよう、災害時個別支援計画の作成や訓練等を通じた体制づくりが必要	①福祉保健所・保健所、難病相談支援センターにおける支援の継続 ②就労支援機関と連携した就労相談への対応強化 ③教育機関等と連携した小児慢性特定疾病児童等の成人期に向けた支援と、成人後の各種支援との連携強化 ④市町村の災害時個別支援計画の作成支援等、支援体制整備の検討